

地方自治法第199条第9項の規定により、市長からの要求監査の結果について、次のとおり公表する。

令和4年5月9日

神栖市監査委員

池田 誠

神栖市監査委員

石井 由春

市長からの要求監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の要旨

令和3年度神栖市随意契約選定審査会において審議された随意契約案件の執行に係る監査

2 監査の実施

(1) 書類監査 令和4年3月11日から令和4年5月9日まで

(2) 委員監査 令和4年3月28日、4月19日

3 監査の方法

監査の対象となった契約に関する事務の執行が、公正かつ適正に行われているかどうかを主眼として、提出された関係書類の監査を実施した。委員監査においては、提出のあった関係書類に基づき、契約主管課長及び各事業所管課長等から説明を受け、聴取を行った。

第2 監査の結果

監査を実施した結果、対象となった随意契約案件は、適正に執行されている事項のほか、改善すべき事項が認められた。以下に意見を付す。

随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号において当該契約ができる場合が規定されており、地方公共団体の規則等でその具体的な契約事務手続きが示されている。

当市においては、随意契約に際し、契約主管課長との協議のほか、当市設置の随意契約選定審査会による審議を加えたこと、また、定額を超える随意契約案件に係る公表を開始したことは、より公正かつ適正な契約事務を重んじる姿勢が感じられる。

しかしながら、地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約は契約の例外的な方法であることを十分に認識し、随意契約の実施の是非や具体的な契約方法については、慎重に判断をしなければならない。

今般の審査対象案件は、概ね土木関係建設コンサルタント業務であり、設計書作成業務が大半を占めていたことが、1事業者が多く請け負う一因となったことも推察される。ただし、特定の1事業者を選定することは、十分な説明責任を果たすことができるのであれば問題はなかろうが、決して好ましいことではない。契約相手の選定理由として、行政を補完する法人であり、必要な知識、高い技術力、豊富な実績があり、経費の削減等が認められるとのことであるが、前例踏襲的な継続的契約になると、競争性に乏しく、公正性の面で問題が生じることも懸念され、今後改善すべき事項であると考え。特定の業務については、競争入札への見直しの検討が行われにくい現状にあるが、競争入札に移行できない場合は、プロポーザル方式など複数者での競争性を確保した随意契約を行うよう努められたい。

これまで例月出納検査や定期監査において指摘してきたところではあるが、契約にあたっては、競争性、透明性、公正性が求められており、関係法令に基づき公正かつ適正な契約を執行するとともに、契約に対する信頼性を損なわないようガバナンスを強化することを望むものである。